

岩手県告示第101号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称		所在地	担当する自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	変更後			
社団医療法人智徳会岩手晴和病院	社団医療法人智徳会未来の風せいわ病院	盛岡市手代森9地割70番地1	精神通院医療	平成24年11月15日